まち・ひと・しごと創生事業
人口ビジョン

平成 28 年 3 月

那智勝浦町

目 次

第1章　人口ビジョンの策定にあたって 1

１．策定の背景 1
２．人口ビジョンの位置付け 2
３．対象期間 2

第2章　人口の現状分析 3

１．人口動向分析 3

第3章　将来人口推計と分析 17

１．将来人口推計 17
２．将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度の分析 23

第4章　人口の変化が地域の将来に与える影響の分析 24

１．人口構造の変化～高齢化のさらなる進行～ 24
２．産業構造の転換 25
３．雇用・労働状況の変化 25
４．地域コミュニティ 26
５．公共施設の維持管理・更新等への影響 26
６．財政への影響 26

第5章　那智勝浦町が目指す人口の将来展望 27

１．基本的な視点 27
２．目指すべき将来の方向 27
３．人口の将来展望 28
４．那智勝浦町のあるべき将来人口を実現するために 32

第１章　人口ビジョンの策定にあたって

１．策定の背景

現在、日本全体が人口減少社会に突入している中、地方においては消滅可能性自治体の予測など、深刻な問題となっています。本町においても人口減少が著しく、コミュニティの維持や町の活性化などが喫緊の課題であり、住民一人ひとりが誇れる那智勝浦町を残していくことが求められています。

こうした全国的な人口減少と、それに伴う地方の衰退に歯止めをかけるため、国においては、平成26年９月に、まち・ひと・しごと創生本部第１回会合を開催し、まち・ひと・しごと創生に関する「基本方針(案)」が決定されました。この中で、（１）若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、（２）「東京一極集中」の歯止め、（３）地域の特性に即した地域課題の解決の３点を基本的視点とした上で、①地方への新しいひとの流れをつくる、②地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする、③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守る、⑤地域と地域を連携する、という５つの検討項目が示されています。

また、まち・ひと・しごと創生法が制定され、平成26年12月に、人口の現状と将来の展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（以下、「国の長期ビジョン」という）及び、今後、５か年の政府の施策の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「国の総合戦略」という）が閣議決定されました。国の長期ビジョンでは、50年後に１億人程度の人口を維持することを目指すこととされており、国の総合戦略では、その達成に向けた５年間の施策展開の方向性が示されています。

これを受けて、地方公共団体においては、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案し、人口の現状と将来の展望を提示する「地方人口ビジョン」及び地域の実情に応じた５か年の施策の方向を提示する「地方版総合戦略」の策定に努めることとなりました。

本町においても、長期的・継続的な人口減少に歯止めをかけ、将来に向けた計画的なまちづくりを展望するための方向性を示すため、那智勝浦町人口ビジョン（以下、「人口ビジョン」という）を策定します。

２．人口ビジョンの位置付け

人口ビジョンは、本町における人口の現状を分析するとともに、人口に関する住民の認識を共有しながら、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものです。

また、同時に策定する那智勝浦町総合戦略（以下「総合戦略」とういう）において、まち・ひと・しごと創生の実現に向けた効果的な施策を企画立案する上での基礎となるものと位置付け、整合性を保ったものとします。

さらに、人口減少に歯止めをかける積極戦略と、人口減少に対応したまちづくりを行う調整戦略のバランスを図りながら、今後の人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察を行い、目指すべき将来の方向等を提示するものです。

３．対象期間

人口ビジョンの対象期間は、長期的な視野に立った展望を行うため、国の長期ビジョンの期間（2060年）としますが、中期的（2040年）な将来人口推計に重点を置きます。なお、国の方針転換や、今後の本町における住宅開発等の影響、社会経済動向の変化等、人口に大きな影響を与える要因があった場合などにおいては、適宜見直しを行うものとします。

第2章　人口の現状分析

１．人口動向分析

(1)総人口の推移

本町においては、昭和 30 年の町制施行時以来、人口が減少し続け、平成 22 年では 17,080 人となっています。

本町の合計特殊出生率は、和歌山県より高いものの、若年女性人口比率が低く、人口減少に歯止めがかかっていません。また、本町での就労環境が十分整っていないため、町外へ就労に出かけている人も多く、流出超過で人口が減少しています。

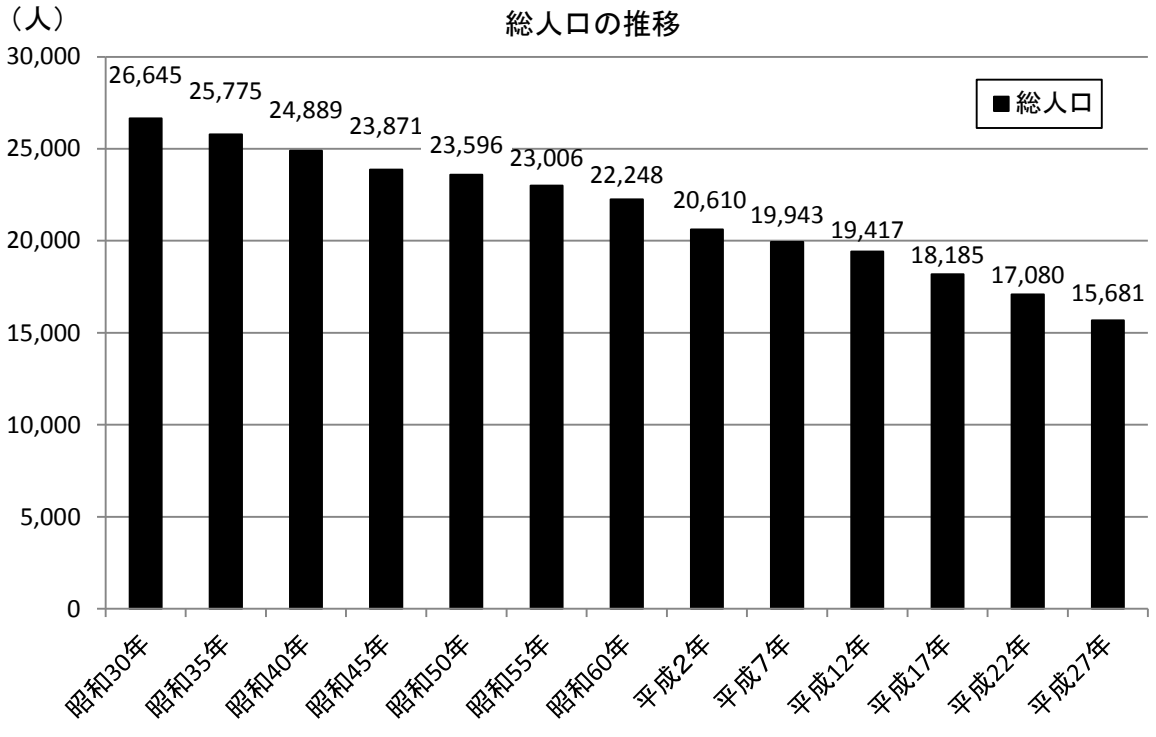

資料:国勢調査

※平成 27 年は速報値

(2)年齢3区分別の推移

昭和 55 年以降の国勢調査によると、人口の減少が続き、昭和 55 年で 23,006 人だった総人口は、平成 22 年においては 17,080 人となり、約 25.8%減少しています。

年齢区分別にみると、15 歳未満の年少人口は著しく減少し、昭和 55 年で 4,935 人だったのに対し、平成 22 年では 1,880 人まで減少しています。15～64 歳の生産年齢人口は昭和 55 年で 14,941 人から平成 22 年で 9,137 人まで減少しています。一方で、65 歳以上の高齢人口は昭和 55 年で 3,129 人から平成 22 年で 6,041 人まで増加しています。

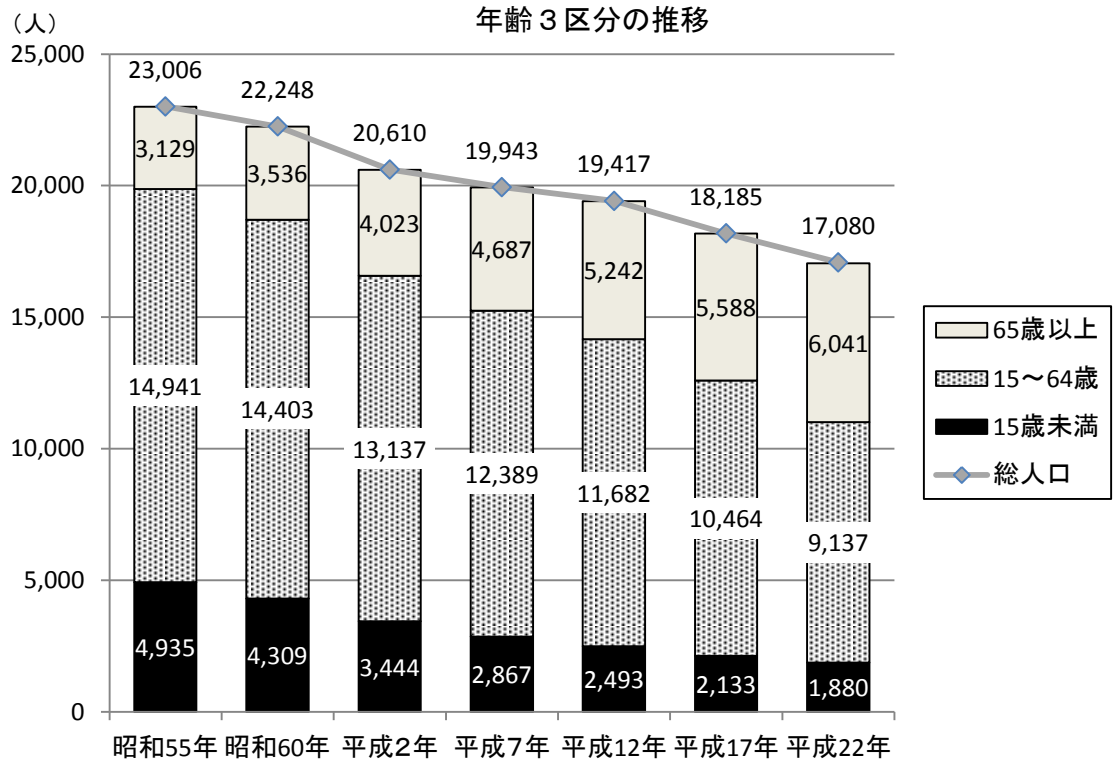

資料:国勢調査

また、年少人口比率についてみると、全国的に減少傾向にあり、本町においても同様に減少傾向で推移しています。

生産年齢人口比率についてみると、全国では平成２年に 69.7%とピークが来て、その後減少しており、和歌山県も同様に、平成２年に 66.7%とピークが来て、その後減少しています。一方で、本町においては、昭和 55 年の段階で既に減少局面に差し掛かっており、平成 22 年まで減少し続けています。

高齢人口比率についてみると、全国、和歌山県ともに増加傾向であるものの、和歌山県の方が高い比率で推移しています。一方で、本町においては国や県の増加率よりも急激に増加しており、平成 22 年において 35.4%となり、3 人に 1 人は高齢者となっています。

後期高齢者人口比率についてみると、高齢人口比率と同様に、全国、和歌山県ともに増加傾向であるものの、和歌山県の方が高い比率で推移しています。一方で、本町においては国や県の増加率よりも急激に増加しており、平成 22 年において 18.6%となっています。

年少人口比率（０～14 歳）

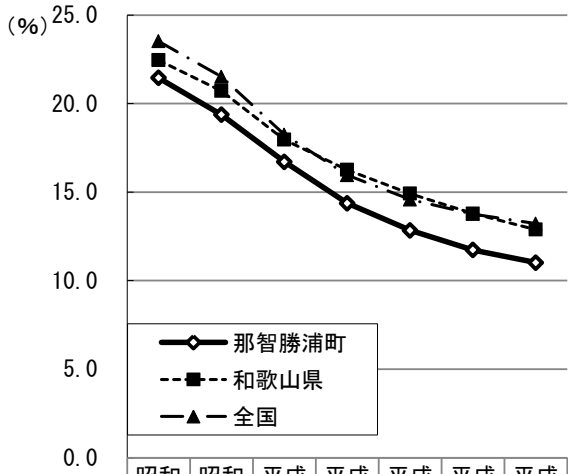

	昭和55年	昭和60年	平成２年	平成７年	平成12年	平成17年	平成22年
那智勝浦町	21.5	19.4	16.7	14.4	12.8	11.7	11.0
和歌山県	22.5	20.7	18.0	16.3	14.9	13.8	12.9
全国	23.5	21.5	18.2	16.0	14.6	13.8	13.2

生産年齢人口比率（15～64 歳）

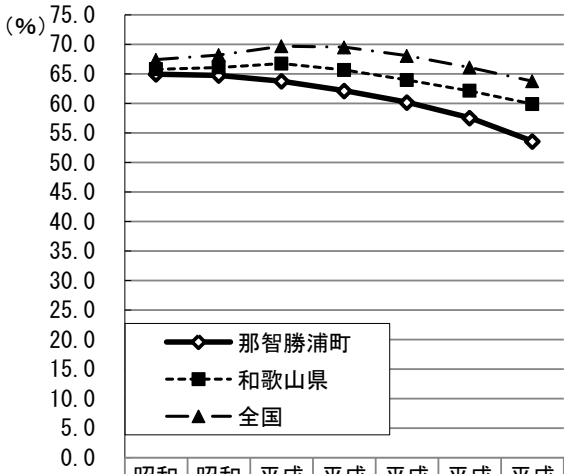

	昭和55年	昭和60年	平成２年	平成７年	平成12年	平成17年	平成22年
那智勝浦町	64.9	64.7	63.8	62.1	60.2	57.5	53.6
和歌山県	65.8	66.1	66.7	65.6	63.9	62.1	59.9
全国	67.4	68.2	69.7	69.5	68.1	66.1	63.8

高齢人口比率（65 歳以上）

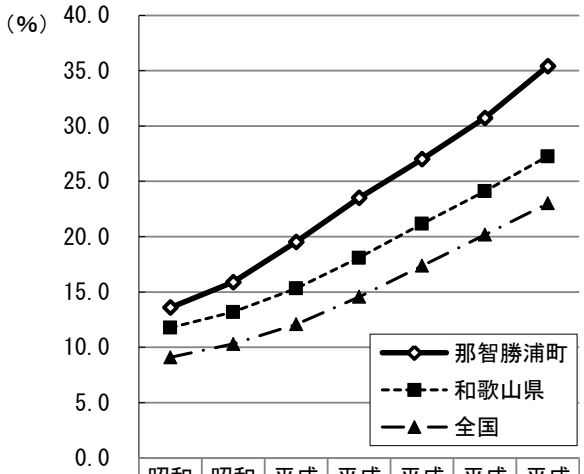

	昭和55年	昭和60年	平成２年	平成７年	平成12年	平成17年	平成22年
那智勝浦町	13.6	15.9	19.5	23.5	27.0	30.7	35.4
和歌山県	11.8	13.2	15.3	18.1	21.2	24.1	27.3
全国	9.1	10.3	12.1	14.6	17.4	20.2	23.0

後期高齢者人口比率（75 歳以上）

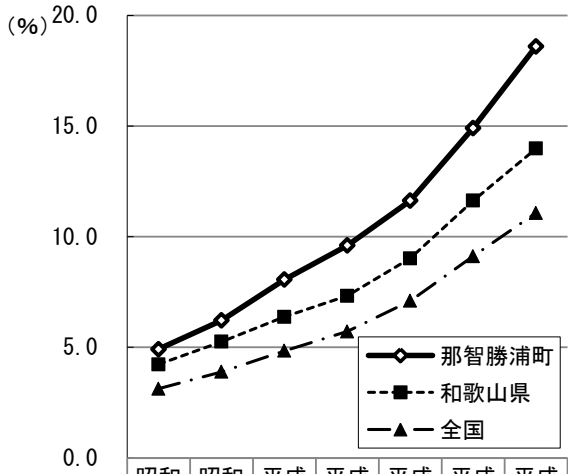

	昭和55年	昭和60年	平成２年	平成７年	平成12年	平成17年	平成22年
那智勝浦町	4.9	6.2	8.1	9.6	11.6	14.9	18.6
和歌山県	4.2	5.3	6.4	7.3	9.0	11.6	14.0
全国	3.1	3.9	4.8	5.7	7.1	9.1	11.1

資料:国勢調査

(3)和歌山県及び新宮市、東牟婁圏域における人口の年齢3区分構成比率

那智勝浦町は、昭和 60 年から高齢者率が 14%を超える高齢社会に突入し、平成 7 年から高齢者率が 21%を超える超高齢社会に突入しています。和歌山県では平成２年から高齢社会、平成 12 年から超高齢社会になっていて、那智勝浦町よりも高齢化は遅くはありますが、着実に進んでいます。

新宮市、東牟婁圏域でみると、古座川町が最も高齢化が進んでおり、新宮市が最も高齢化が進んでいないものの、東牟婁圏域では超高齢社会となり、社会保障関係費の増加等による財政面の負担も年々高まっています。

和歌山県及び新宮市、東牟婁圏域の年齢３区分構成比

	和歌山県			那智勝浦町			新宮市		
	15 歳未満	15～64 歳	65 歳以上	15 歳未満	15～64 歳	65 歳以上	15 歳未満	15～64 歳	65 歳以上
昭和 55 年	22.5	65.8	11.8	21.5	64.9	13.6	22.1	65.8	12.1
昭和 60 年	20.7	66.1	13.2	19.4	64.7	15.9	20.3	65.3	14.3
平成2年	18.0	66.7	15.3	16.7	63.8	19.5	17.5	65.3	17.2
平成7年	16.3	65.6	18.1	14.4	62.1	23.5	15.7	63.4	21.0
平成 12 年	14.9	63.9	21.2	12.8	60.2	27.0	14.5	61.3	24.2
平成 17 年	13.8	62.1	24.1	11.7	57.5	30.7	13.4	58.6	27.9
平成 22 年	12.9	59.9	27.3	11.0	53.6	35.4	12.4	56.6	31.0

	太地町			古座川町			串本町		
	15 歳未満	15～64 歳	65 歳以上	15 歳未満	15～64 歳	65 歳以上	15 歳未満	15～64 歳	65 歳以上
昭和 55 年	20.1	62.9	17.0	16.7	62.8	20.5	20.9	63.6	15.5
昭和 60 年	17.5	63.2	19.3	14.4	61.2	24.4	19.5	62.4	18.0
平成2年	15.5	62.8	21.7	11.4	57.5	31.1	16.7	61.7	21.6
平成7年	13.9	60.5	25.6	10.5	52.4	37.1	14.6	59.6	25.8
平成 12 年	13.4	55.7	30.9	9.0	48.3	42.6	12.4	57.8	29.9
平成 17 年	11.9	53.2	34.9	9.0	46.3	44.7	10.7	55.6	33.7
平成 22 年	10.1	51.4	38.6	8.4	43.3	48.2	9.9	52.4	37.7

【凡例】

	高齢化社会
	高齢社会
	超高齢社会

資料:国勢調査

年齢３区分別人口比率の和歌山県及び新宮市、東牟婁圏域内比較

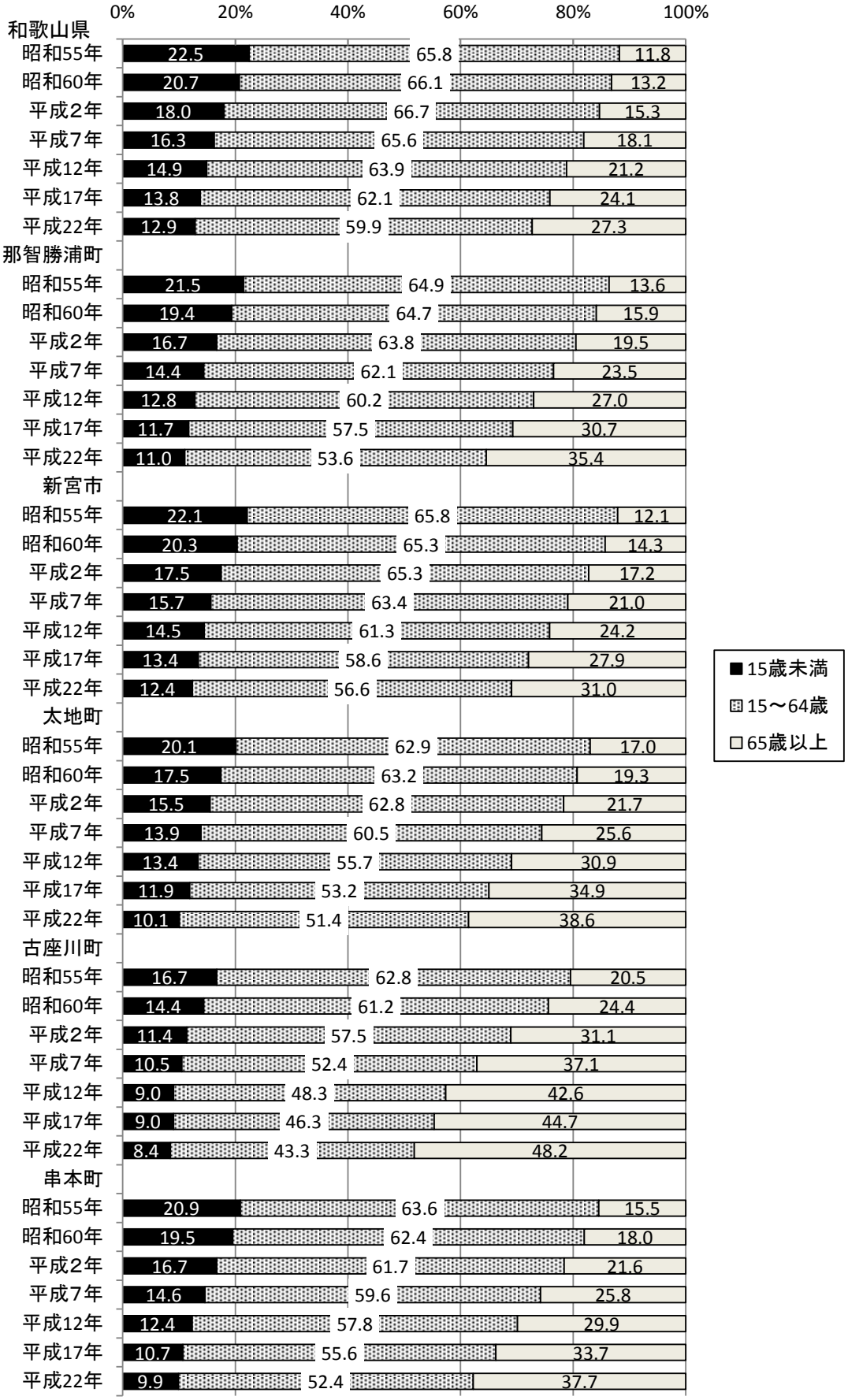

資料：国勢調査

(4)若年女性人口の推移

人口の再生産力を示す 20～39 歳の若年女性人口の推移をみると、本町においては、国や県と同じような減少を示しており、平成２年から平成 17 年まではほぼ横ばいではあったが、平成 17 年再び減少し、平成 22 年では 7.9%となっています。

国や県との比率と比べて、高い高齢化率により若年女性の人口が相対的に低くみられるため、本町の若年女性人口比率が低く算出されています。

若年女性人口の推移

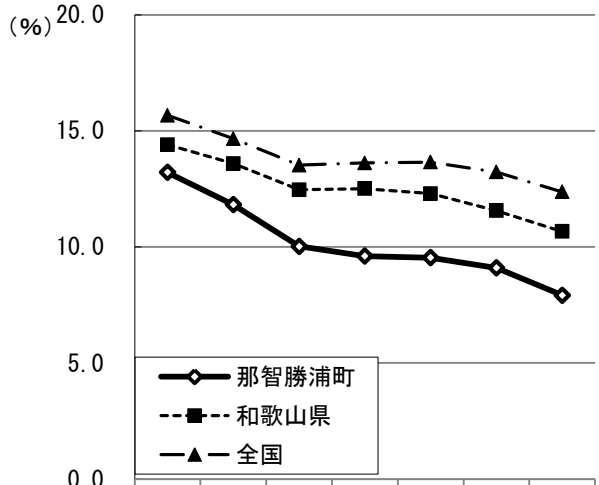

	昭和55年	昭和60年	平成２年	平成７年	平成12年	平成17年	平成22年
那智勝浦町	13.2	11.8	10.0	9.6	9.5	9.1	7.9
和歌山県	14.4	13.6	12.5	12.5	12.3	11.6	10.7
全国	15.7	14.7	13.5	13.6	13.7	13.2	12.4

資料:国勢調査

２．自然動態の推移

(1)合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率の推移をみると、昭和 58 年から昭和 62 年以降減少を続け、平成 20 年から平成 24 年において回復し、1.52 となっています。国や県よりも高い値ではあるものの、人口維持に必要な 2.07 には届かない状況が続いています。

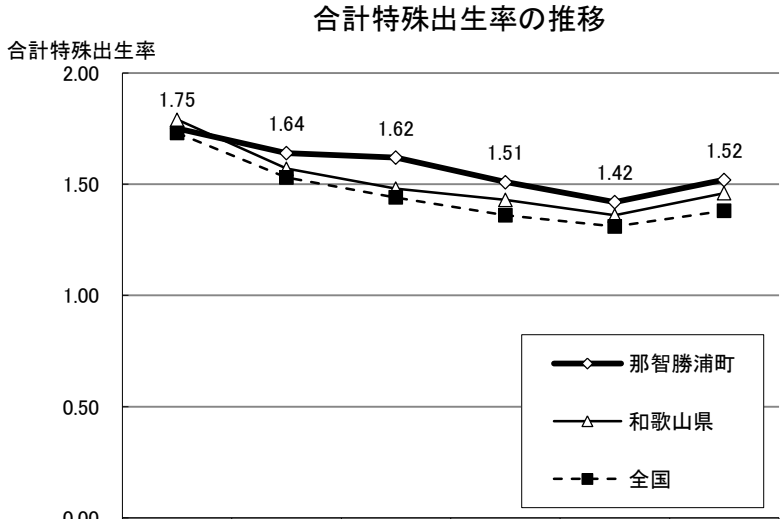

	昭和58年～昭和62年	昭和63年～平成４年	平成５年～平成９年	平成10年～平成14年	平成15年～平成19年	平成20年～平成24年
那智勝浦町	1.75	1.64	1.62	1.51	1.42	1.52
和歌山県	1.79	1.57	1.48	1.43	1.36	1.46
全国	1.73	1.53	1.44	1.36	1.31	1.38

資料:国勢調査

(2)出生率の推移

近年の本町の出生数についてみると、6.0 前後で推移していますが、平成 20 年では上昇して 6.7 となっています。しかし、国や県と比較すると、いずれの年も低い値で推移しています。

出生率の推移

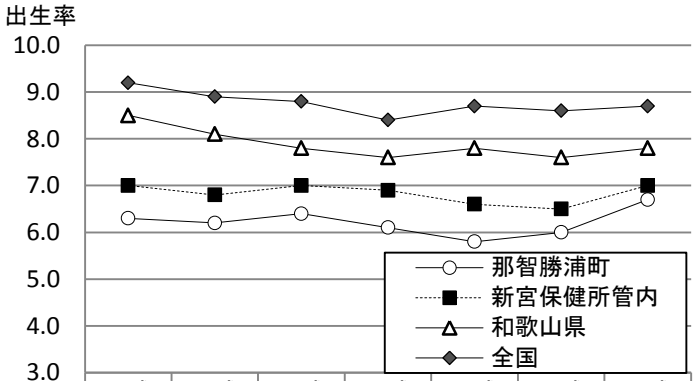

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
那智勝浦町	6.3	6.2	6.4	6.1	5.8	6.0	6.7
新宮保健所管内	7.0	6.8	7.0	6.9	6.6	6.5	7.0
和歌山県	8.5	8.1	7.8	7.6	7.8	7.6	7.8
全国	9.2	8.9	8.8	8.4	8.7	8.6	8.7

資料:国勢調査

(3)合計特殊出生率と有配偶者出生率

配偶者を有する女性（15～49 歳）に対する出生率についてみると、那智勝浦町では 71.6 で、県や国よりも低い値となっています。

合計特殊出生率と比較してみると、那智勝浦町は県や全国平均よりも高くなっていますが、結婚している女性に焦点を当てると、子どもを産み育てやすい環境としては良い評価が得られていないことがわかります。

平成 20 年～平成 24 年の合計特殊出生率と有配偶者出生率

	合計特殊出生率	有配偶者出生率
那智勝浦町	1.52	71.6
和歌山県	1.46	75.2
全国	1.38	78.7

平成 20 年～平成 24 年の年齢別有配偶者出生率

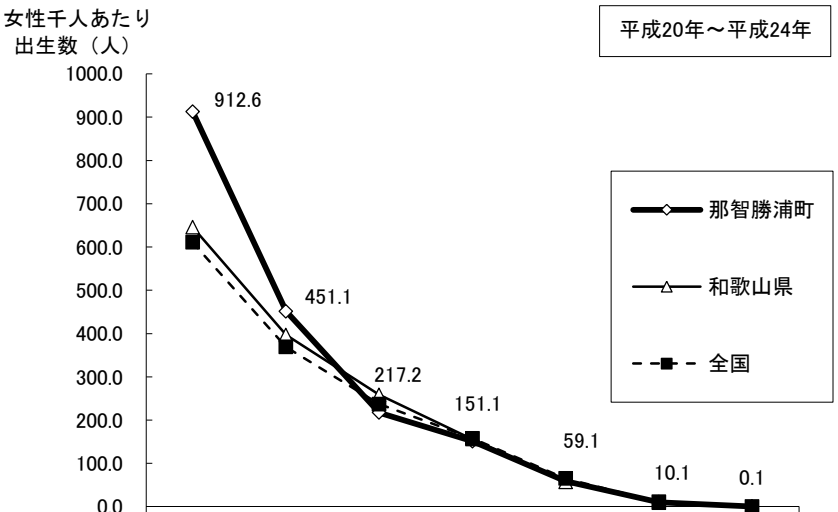

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
那智勝浦町	912.6	451.1	217.2	151.1	59.1	10.1	0.1
和歌山県	645.5	396.5	258.2	156.0	57.0	9.1	0.2
全国	610.4	368.7	236.7	157.5	64.7	10.8	0.2

資料：人口動態保健所・市町村統計（出生率）
国勢調査（有配偶者人口）
人口動態統計（嫡出子率）

※有配偶者出生率

合計特殊出生率は高校生・学生や独身女性をすべて分母に含むため、必ずしも当該自治体における出産傾向を正確に示す指標ではありません。

より実質的な自治体別の出生状況を示す数値として、社会的に子どもを産める状況にあるといえる 15 歳から 49 歳の有配偶女性を分母にとり、年代別出生率から算出した出生数を嫡出子率（有配偶女性から生まれた子どもの比率）で補正した有配偶女性出生数（推計値）を分子として、有配偶女性 1,000 人当たりの出生数を示した数値が「有配偶者出生率」です。

３．社会動態の推移

(1)純移動数の推移

本町における純移動数の推移をみると、全体的に流出超過で、特にバブル時代の昭和 55 年から平成２年にかけて、人口流出が著しくみられます。また、バブル崩壊後の平成２年から平成 12 年にかけては、流入する人も多く、純移動数はマイナスではあるものの、20 代から 50 代の生産年齢の人が本町に流入し、流出人口が抑制されています。平成 12 年以降、再び流出超過となり、現在に至ります。

また、いずれの年においても、「10～19 歳→15～24 歳」が多く流出しており、主に進学を理由に流出していると推測できます。

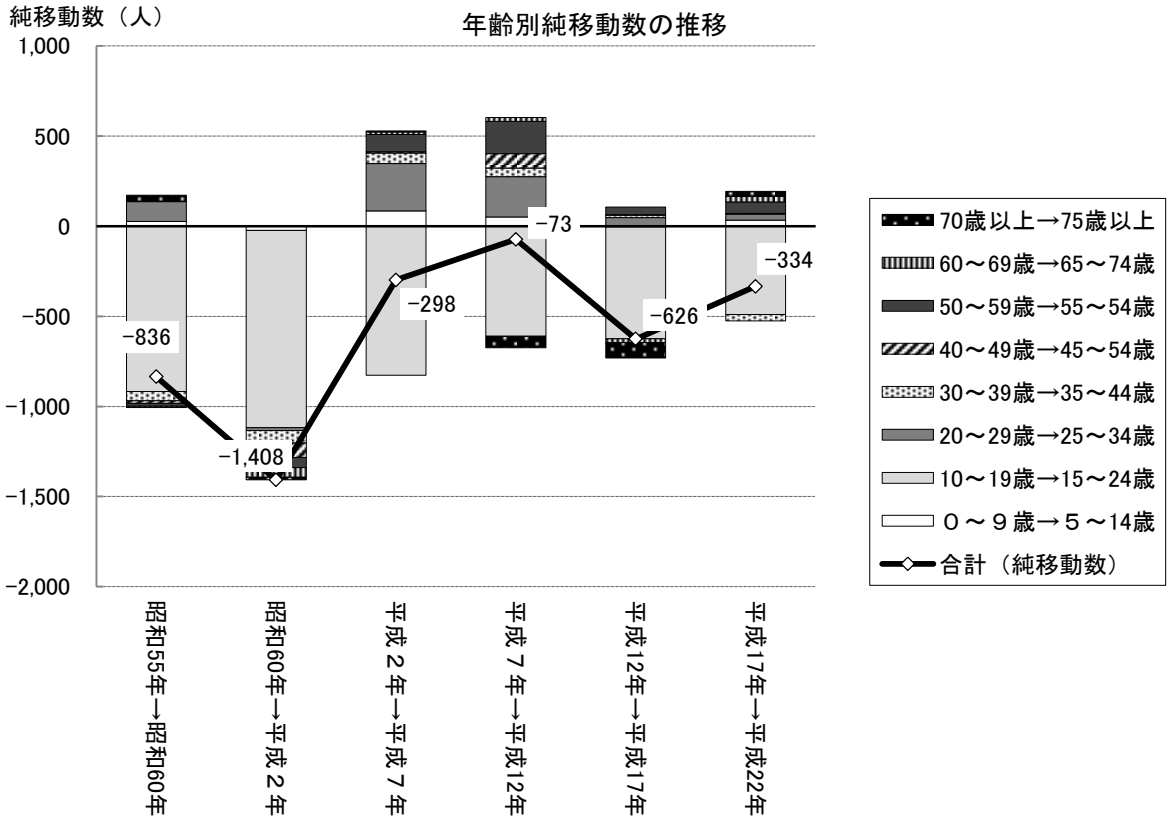

資料:国勢調査

（2）雇用や就労等の状況

①男女別就労者数及びその就労形態

本町の男女別就労者数は、平成２年で男性 5,368 人、女性 4,059 人、平成 22 年で男性 3,945 人、女性 3,303 人となっています。全体的に減少傾向ではあるが、男性の就労者数よりも女性のほうが緩やかに減少しています。

内容についてみると、本町内で就労する就労者数は減少傾向にある一方で、女性の町外での就労者数は著しく増加しています。

男女別就労者数と勤務地の推移

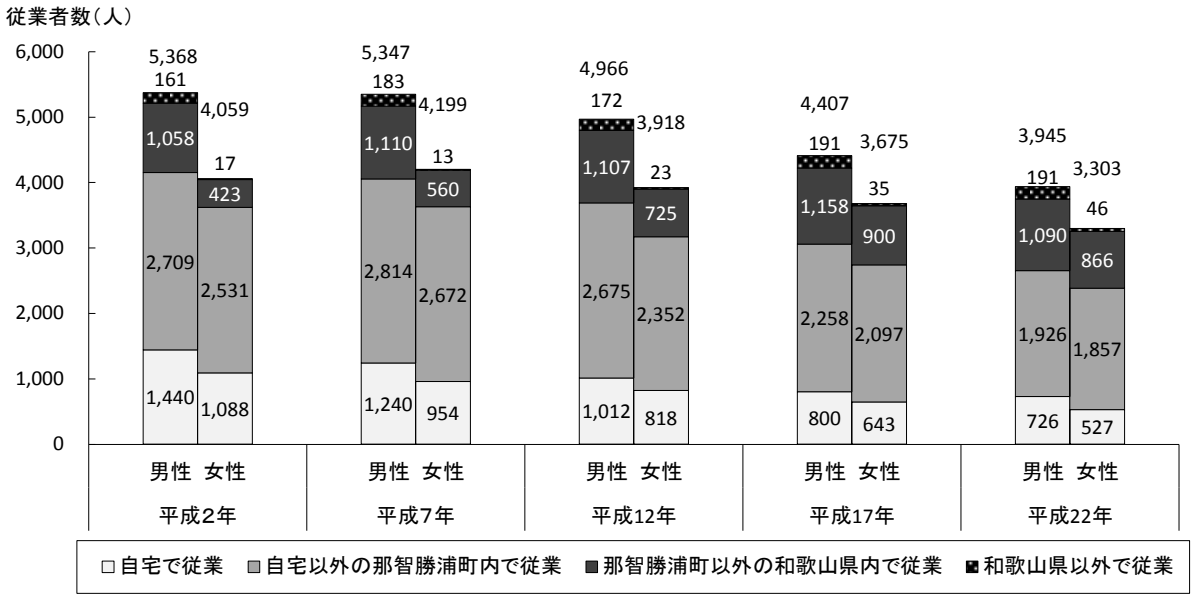

資料：国勢調査

②産業別就労者数

本町の産業別就労者数についてみると、平成22年と平成12年とを比較して、就業者数の総数が25.9%も減少し、各々の産業の担い手が著しく減少していることがわかります。第１次産業でみると、農業で27.4%減、漁業で48.5%減となっています。どちらも那智勝浦町の恵まれた天然資源を糧とした産業で、特に漁業においては、生鮮鮪で日本屈指の水揚げ量を誇る重要な産業です。

第２次産業についてみると、37.2%減で、大きな減少がみられます。鉱業においては就業者が居なくなり、建設業、製造業においても30%を超える高い減少率で推移しています。

第３次産業についてみると、卸売・小売業での減少率が著しく、29.1%減。平成12年との比較はないものの、飲食店、宿泊業においては平成17年との比較で約30%もの減少がみられます。観光が主要産業である本町で、これらの産業就労者数の減少は産業構造上大きな問題をはらんでいることが伺えます。

産業別就労者数の推移

産　業（大分類）	就　業　者　数　（人）				
	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年−平成12年	
生産年齢人口	11,682	10,464	9,137	▲2,545	▲21.8%
就業者数総数	8,884	8,082	6,580	▲2,304	▲25.9%
第1次産業	709	482	458	▲251	▲35.4%
農業	310	245	225	▲85	▲27.4%
林業	63	35	60	▲3	▲4.8%
漁業	336	202	173	▲163	▲48.5%
第2次産業	1,565	1,178	983	▲582	▲37.2%
鉱業	4	1	0	▲4	▲100%
建設業	861	726	530	▲331	▲38.4%
製造業	700	451	453	▲247	▲35.3%
第3次産業	6,606	6,410	5,139	▲1,467	▲22.2%
電気・ガス・熱供給・水道業	34	16	27	▲7	▲20.6%
運輸・通信業	417	349	385	▲32	▲7.7%
卸売・小売業	2,254	1,851	1,598	▲656	▲29.1%
飲食店，宿泊業		1,093	682		
金融・保険業	157	139	133	▲24	▲15.3%
不動産業	37	37	32	▲5	▲13.5%
医療，福祉		877	870		
教育，学習支援業		404	300		
複合サービス事業		241	160		
学術研究，専門・技術サービス業			73		
生活関連サービス業，娯楽業			183		
サービス業（他に分類されないもの）	3,308	1,032	377	▲2,931	▲88.6%
公務（他に分類されないもの）	399	371	319	▲80	▲20.0%
分類不能の産業	4	12	3	▲1	▲25%

③男女別の就労者数と産業別特化係数

就業者数と町外から資金を稼ぐ力の度合いを示す産業別特化係数についてみると、男女ともに漁業の特化係数が高く、次いで、複合サービス事業、宿泊業、飲食サービス業となっています。

本町は日本有数の鮪をはじめとする豊富な海洋資源があり、那智山や那智の滝など周辺にみられる自然や歴史が大きな観光資源として、観光にまつわる産業が盛んになっています。

また、本町の就業者数については、観光産業に伴い卸売業、小売業に就業している人が最も多く、次いで、宿泊業、飲食サービス業が多くなっています。医療、福祉には多くの女性が就労していることがわかります。

男女別の就労者数と産業別特化係数（平成 22 年）

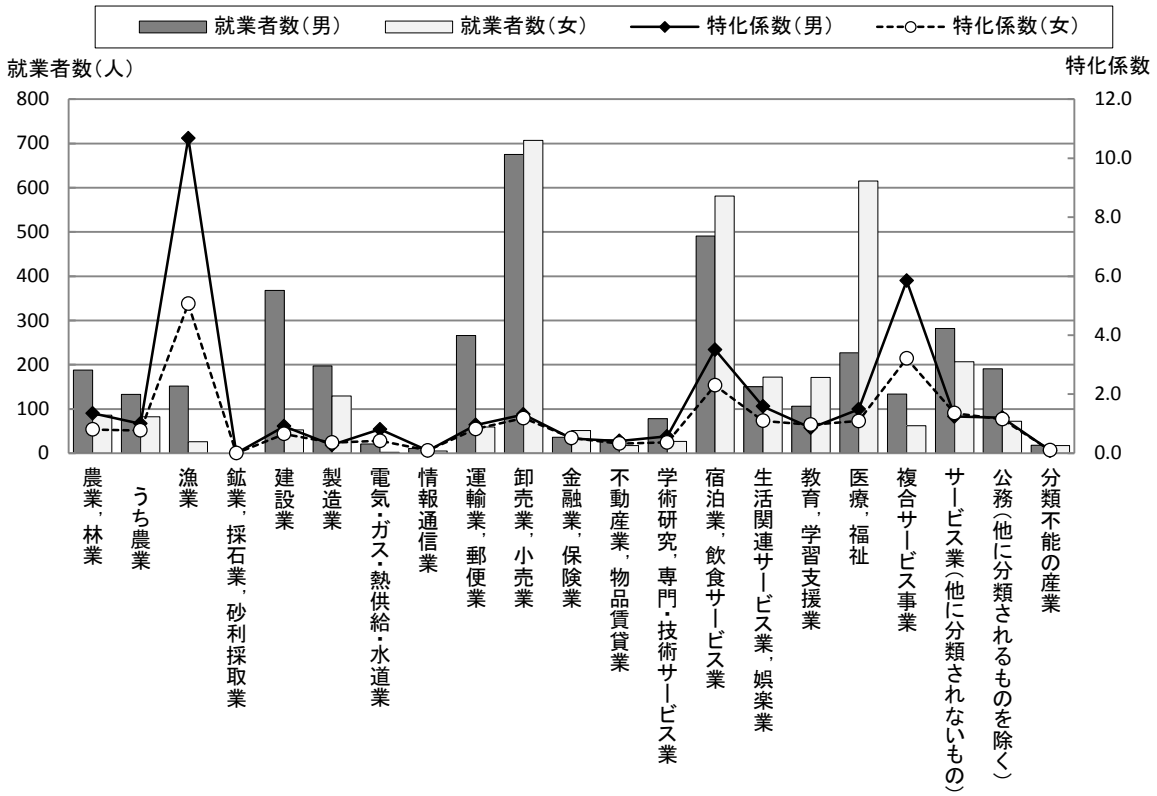

資料:国勢調査

※産業別特化係数

自治体の就業者全体に占める産業別の構成比を、全国の産業別構成比で除した数値です。特化係数が「１」を超える産業は、全国平均と比較して就業者数が多いことになり、特化係数が高い産業ほど、当該自治体における就業者が多く、当該自治体の特色を占める産業であるといえます。

④基盤産業と人口の推移

基盤産業と非基盤産業の就労人口配分から人口変動のシミュレーションを行うと、基盤産業従事者100 人に対して、非基盤産業従事者が 256 人いることから、基盤産業従事者が 100 人増えると人口が 356 人増加すると言えます。同様に、基盤産業従事者が 100 人減ると人口が 356 人減少するとも言い換えられます。

中規模分類でみる修正特化係数と従業員比率

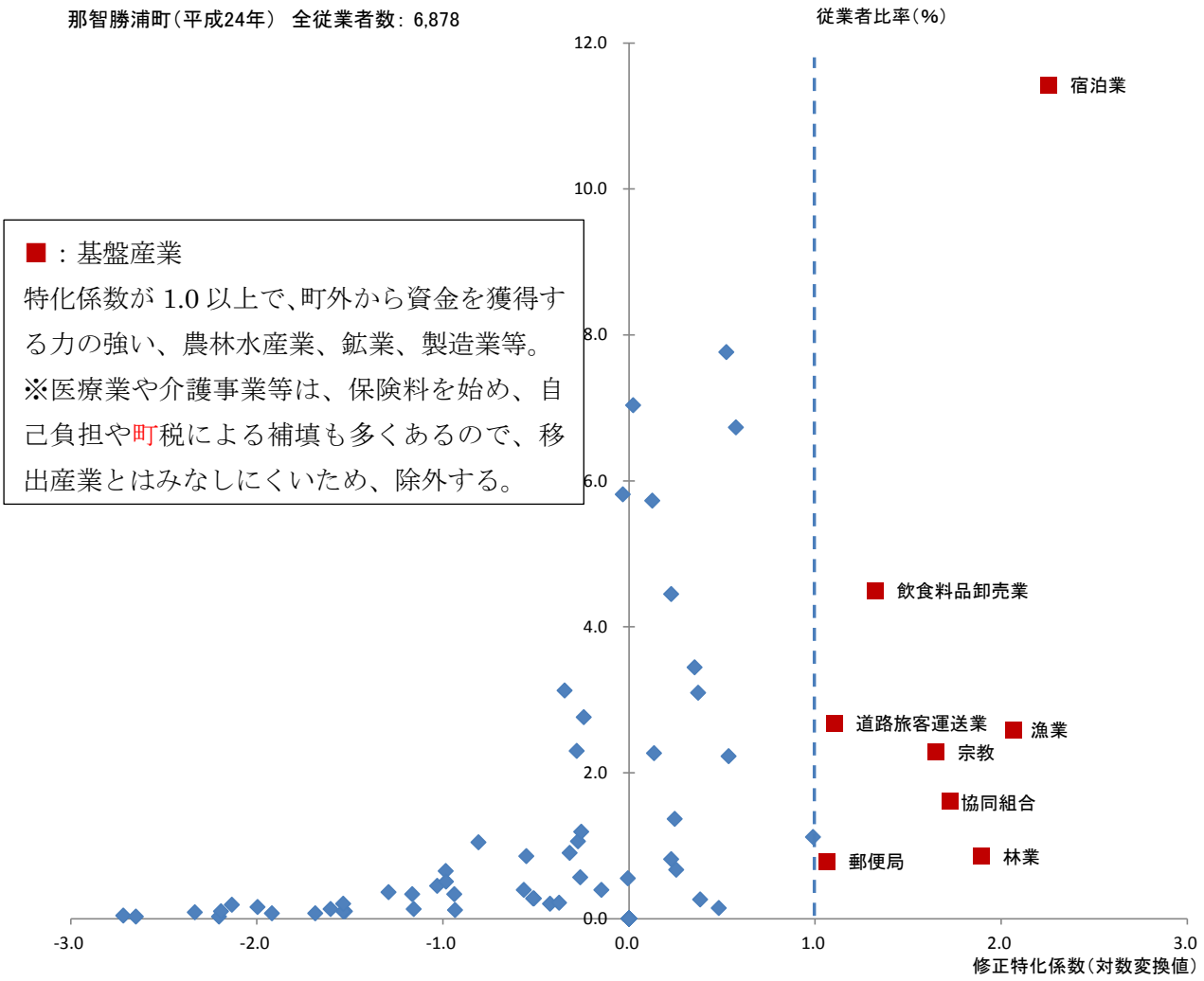

①基盤産業・非基盤産業従業員数

基盤産業従業員（人）	1,915
非基盤産業従業員（人）	4,963
合計	6,878

③従業員の総人口比率

従業者数（人）	6,878
総人口（人）平成 24 年 3 月 31 日住民基本台帳	17,049
従業者に対する総人口比率	2.48

②基盤産業・非基盤産業比率

基盤産業・非基盤産業比率	2.59

④基盤産業による人口への影響シミュレーション

基盤産業における雇用増数（人）	100
人口増数（人）	359

資料：経済センサス活動調査、国勢調査（従業者数：経済センサスをベースに第一次産業のみ国勢調査から引用）、住民基本台帳

第3章　将来人口推計と分析

１．将来人口推計

(1)パターン別の概要

パターン別の概要

	パターン１ （社人研）	パターン２ （日本創成会議）	パターン３ （和歌山県準拠）
基準年	2010 年		
推計年	2015 年～2060 年	2015 年～2040 年	2015 年～2060 年
概要	主に2005年から2010年の人口の動向を勘案し将来の人口を推計	社人研推計をベースに、移動に関して異なる仮定を設定	和歌山県が設定した人口変化要素の仮定にしたがって、将来の人口を推計
出生に関する仮定	原則として、2010 年の全国の子ども女性比（15～49 歳女性人口に対する 0～4 歳人口の比）と各市町村の子ども女性比との比をとり、その比が 2015 年以降 2040 年まで一定として市町村ごとに仮定		2015 年の合計特殊出生率を 1.55 とし、2020 年に 1.80、平成 42 年には人口置換水準の 2.07 まで上昇し、その後は 2.07 で維持すると仮定
死亡に関する仮定	原則として、55～59 歳→60～64 歳以下では、全国と都道府県の 2005 年から 2010 年の生存率から算出される生存率を都道府県内市町村に対して一律に適用。60～64 歳→65～69 歳以上では上述に加えて都道府県と市町村の 2000 年→2005 年の生存率の比から算出される生存率を市町村別に適用		
移動に関する仮定	原則として、2005 年～2010 年の国勢調査（実績）に基づいて算出された純移動率が、2015 年～2020 年までに定率で 0.5 倍に縮小し、その後はその値を 2035 年～2040 年まで一定と仮定	全国の移動総数が社人研の 2010 年～2015 年の推計値から縮小せずに、2035 年～2040 年まで概ね同水準で推移すると仮定	今後も一定の転出があると見込む一方で、10 年毎に 50%の定率で純移動率が縮小すると仮定

（2）総人口推計パターン比較

本町の総人口は今後も減少が続く見込みとなっています。パターン１、パターン２、及びパターン３による 2040 年の総人口はそれぞれ 9,906 人、9,222 人、10,976 人となっています

本町は、転出が転入を上回る状況にある中、純移動率を縮小せずに同水準で移動するとの仮定に基づくパターン２では、2015 年から 2040 年にかけて、7,855 人減少する見込みとなっています。一方、純移動率が縮小するパターン１では、7,171 人減少する見込みとなっています。また、出生率を高め、純移動率の減少を緩やかにするパターン３では、6,104 人減少する見込みとなっています。

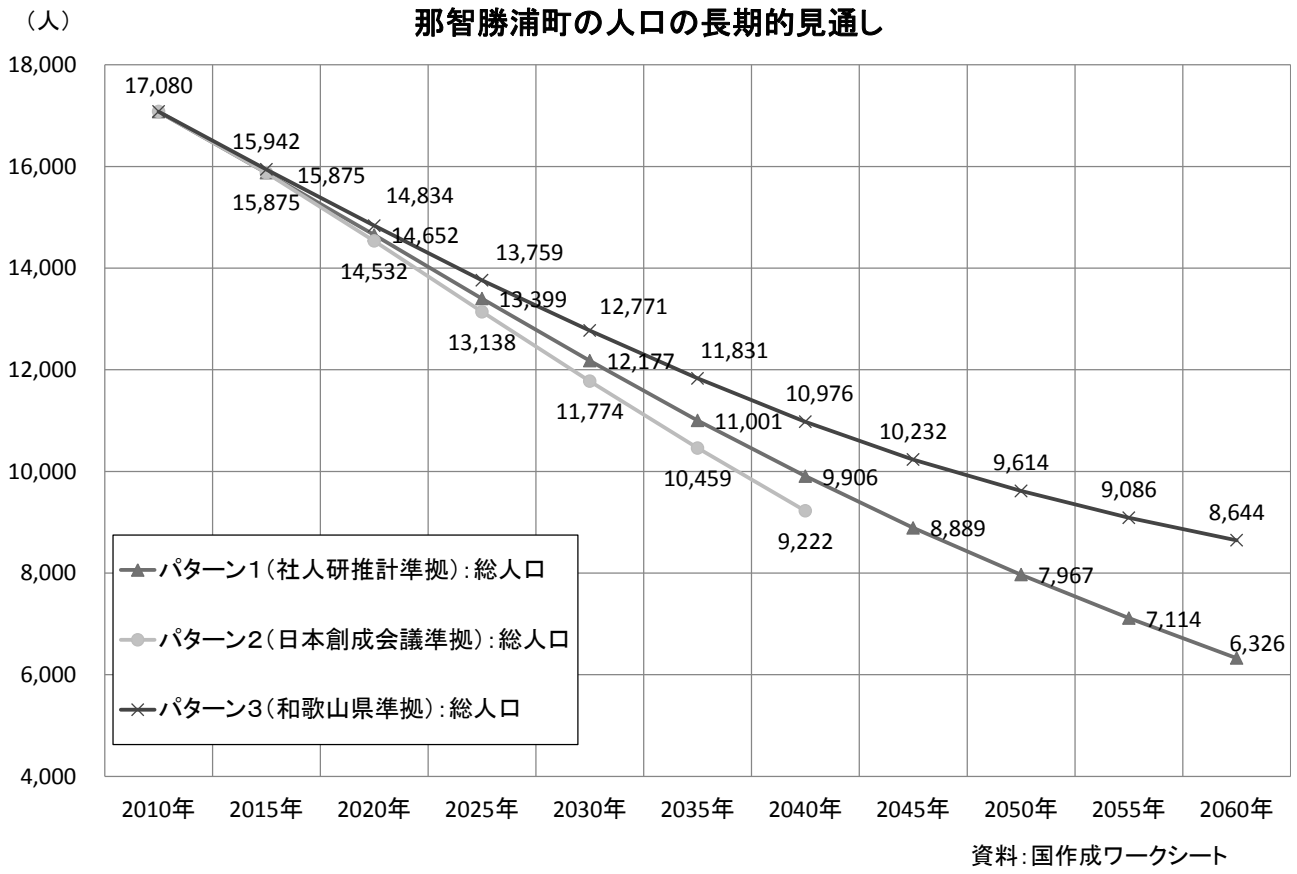

※参考：平成 27 年国勢調査速報値は 15,681 人

人口減少段階は、一般的に「第１段階：老年人口増加＋生産年齢・年少人口減少」「第２段階：老年人口維持・微減＋生産年齢・年少人口減少」「第３段階：老年人口減少＋生産年齢・年少人口減少」の３つの段階を経て進行するとされています。

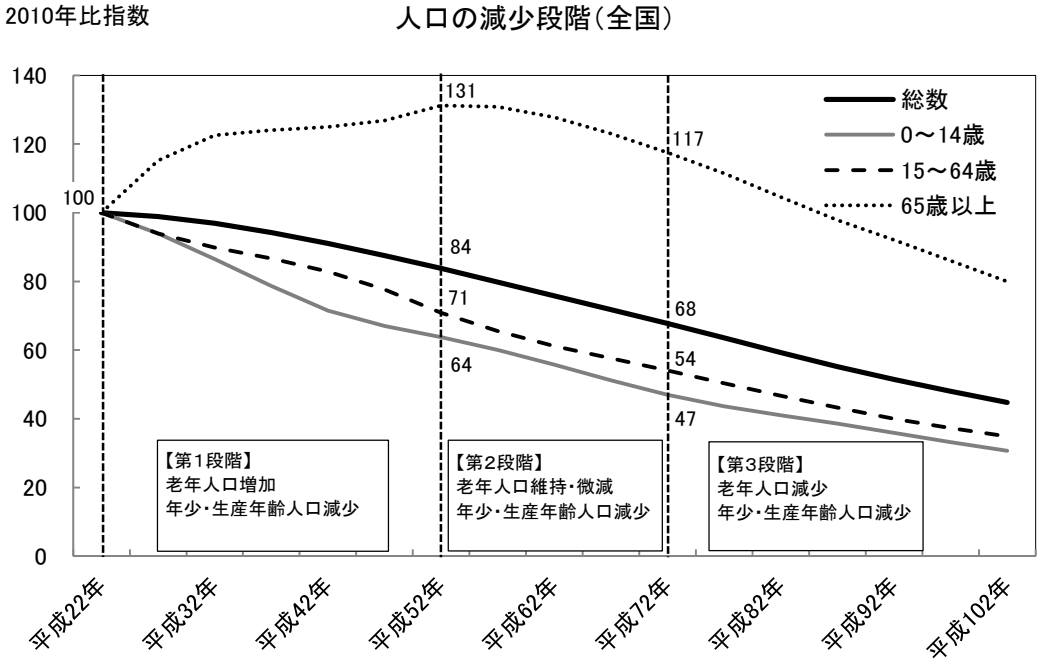

資料：国作成ワークシート

（3）人口減少段階の分析（パターン1ベース）

パターン１によると、2010 年の人口を基準とした場合の老齢人口の推移については、2010 年から 2015 年にかけて増加する「第１段階」となっており、以降維持・微減の「第２段階」に入り、2020 年以降は「第３段階」に入り本格的な人口減少になると予想されます。

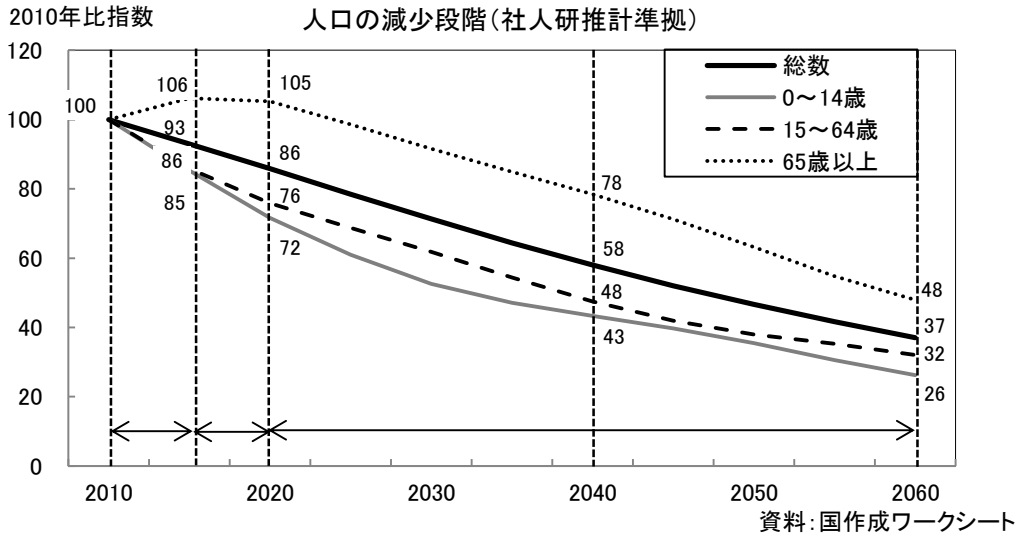

資料：国作成ワークシート

（4）人口減少率の分析・比較（パターン1ベース）

パターン１によると、2010 年の人口を 1.00 とした場合の人口増減状況については、2020 年で 0.86、2030 年で 0.71、2040 年で 0.58 と約 40%の人口減少になると予想されます。

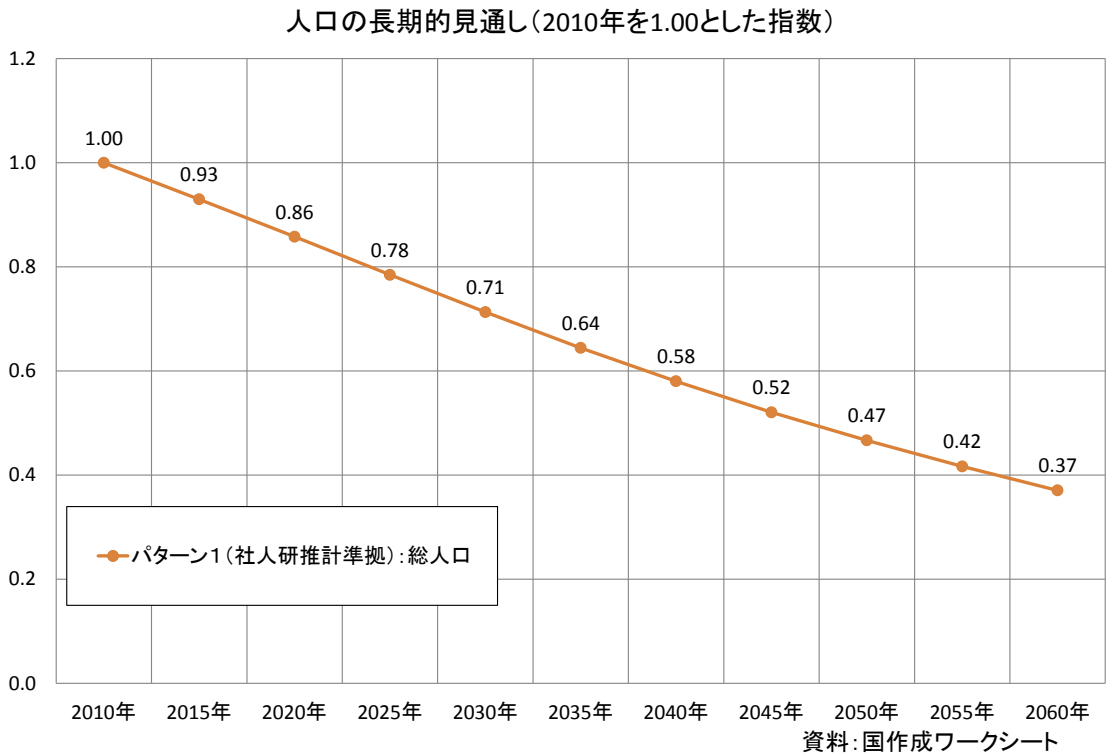

資料：国作成ワークシート

（5）人口減少段階の分析（パターン2ベース）

パターン２によると、2010 年の人口を基準とした場合の老齢人口の推移については、2010 年から 2015 年にかけて増加する「第１段階」となっており、以降維持・微減の「第２段階」に入り、2020 年以降は「第３段階」に入り本格的な人口減少になると予想されます。

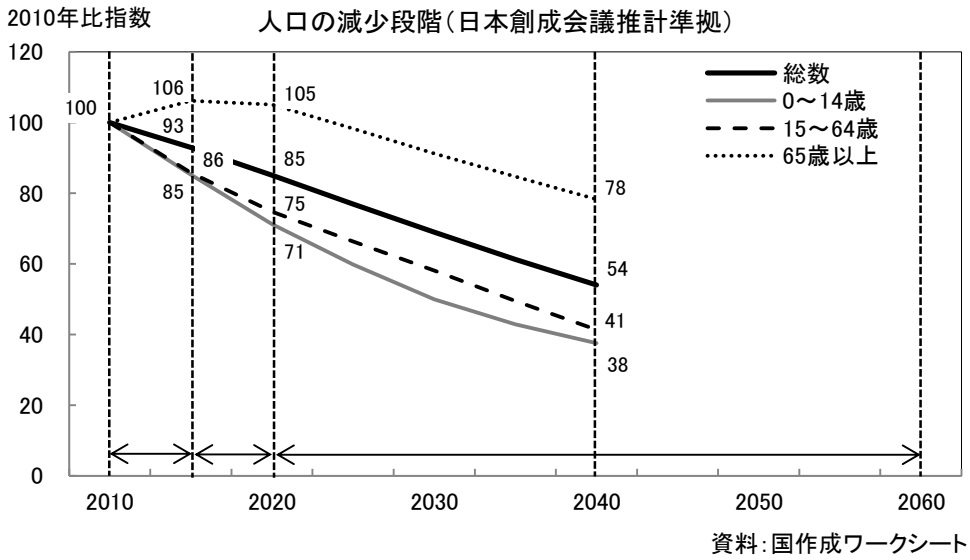

（6）人口減少率の分析・比較（パターン2ベース）

パターン２によると、2010 年の人口を 1.00 とした場合の人口増減状況については、2020 年で 0.85、2030 年で 0.69、2040 年で 0.54 と約 45%の人口減少になると予想されます。

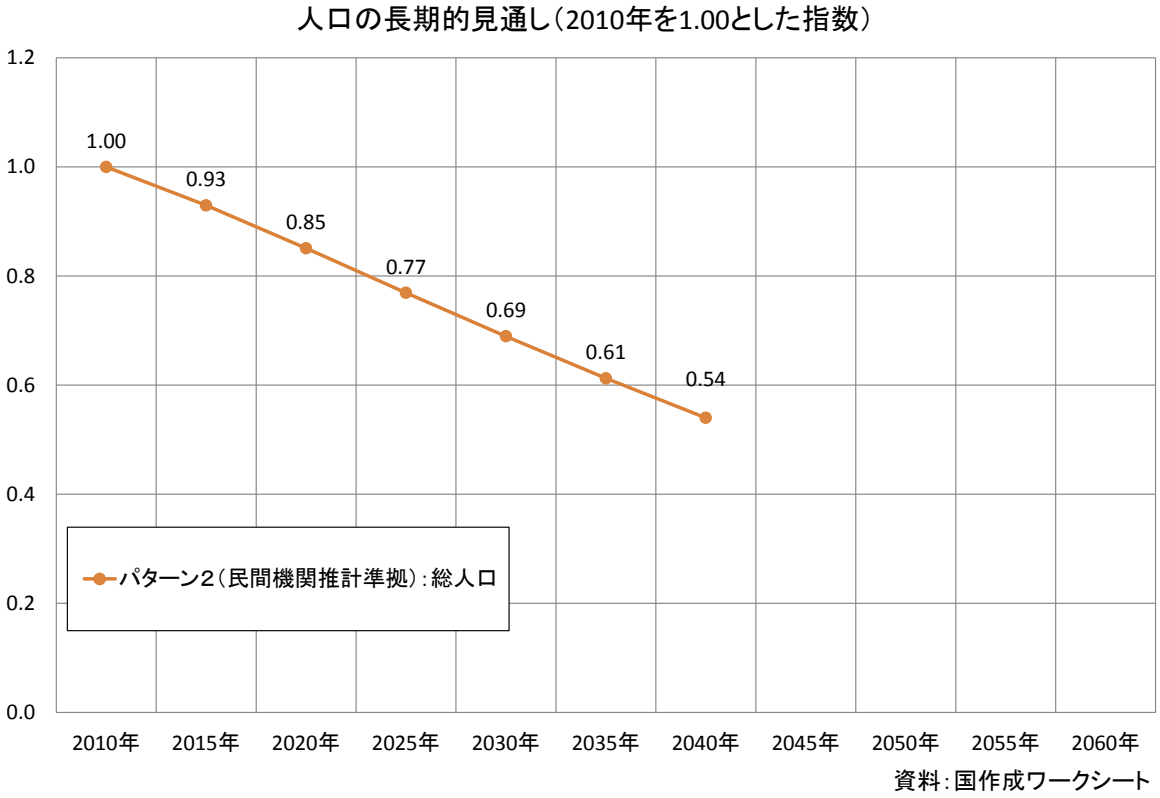

（7）人口減少段階の分析（パターン3ベース）

パターン３によると、2010 年の人口を基準とした場合の老齢人口の推移については、2010 年から 2015 年にかけて増加する「第１段階」となっており、以降維持・微減の「第２段階」に入り、2020 年以降は「第３段階」に入り、2035 年以降、若年人口が増え増加・維持する「第４段階」に入ります。

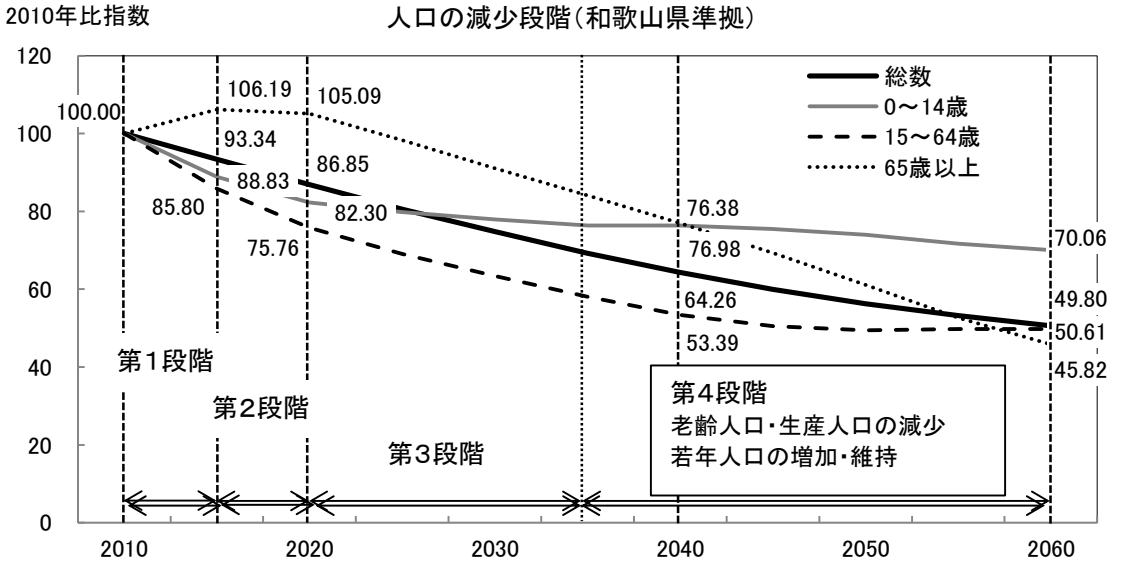

資料：国作成ワークシート

（8）人口減少率の分析・比較（パターン3ベース）

パターン３によると、2010 年の人口を 1.00 とした場合の人口増減状況については、2020 年で 0.87、2030 年で 0.75、2040 年で 0.64 と約 36%の人口減少になると予想されます。

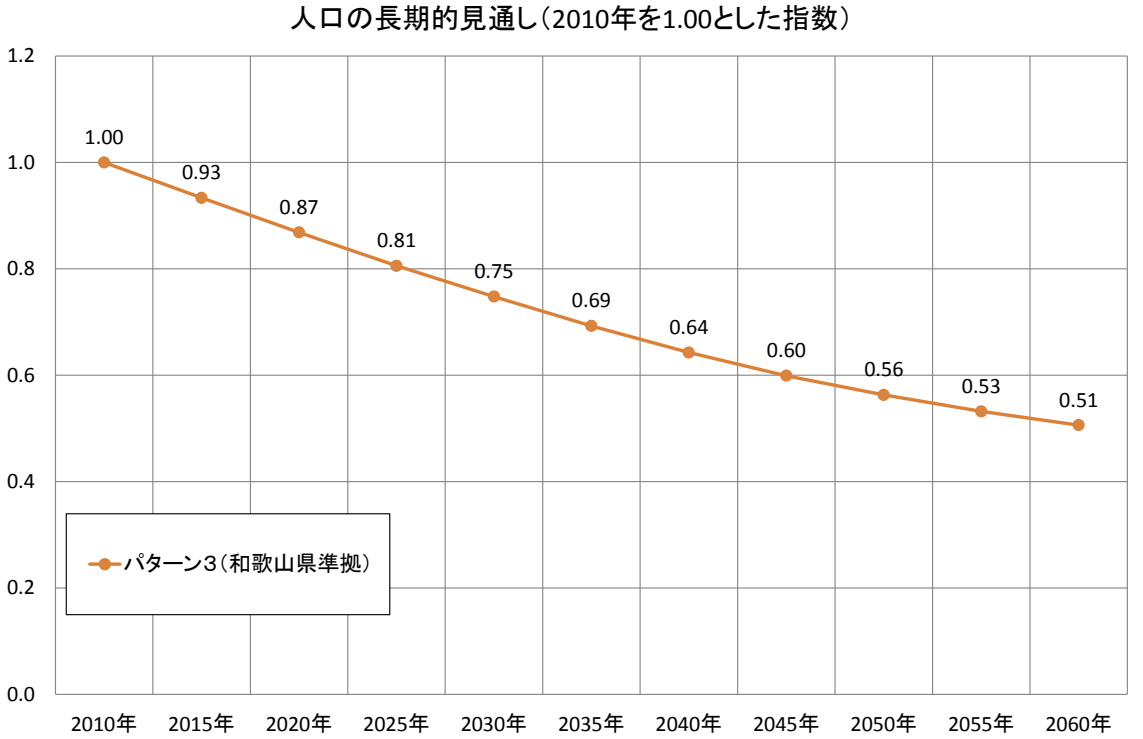

資料：国作成ワークシート

２．将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度の分析

（1）シミュレーションの概要

将来人口推計におけるパターン１をベースに以下の２つのシミュレーションを行い、本町における自然増減・社会増減の影響度を相対的に判定します。

シミュレーション１ （自然増減の影響）	仮に、合計特殊出生率が人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準の 2.1）まで上昇したとした場合
シミュレーション２ （社会増減の影響）	仮に、合計特殊出生率が人口置換水準（2.1）まで上昇し、かつ人口移動が均衡したとした場合（転入・転出数が同数となり、移動がゼロとなった場合）

（2）自然増減、社会増減の影響度の分析

自然増減の影響度が「３：107.6%」、社会増減の影響度が「３：113.2%」となっており、出生率が低く、転出超過についても大きいことがうかがえます。今後、出生率の上昇につながる施策に取り組むとともに、転入・定住促進につながる取り組みを進めることが人口減少に歯止めをかける上で効果的であると考えられます。

■自然増減、社会増減の影響度

分類	計算方法	影響度
自然増減の影響度	シミュレーション１の平成 52 年推計人口=10,659（人） パターン１の平成 52 年推計人口=9,906（人） ⇒10,659（人）/9,906（人）=107.6%	３
社会増減の影響度	シミュレーション２の平成 52 年推計人口=12,062（人） シミュレーション１の平成 52 年推計人口=10,659（人） ⇒12,062（人）/10,659（人）=113.2%	３

「自然増減の影響度」

・（シミュレーション１の平成 52 年の総人口／パターン１の平成 52 年の総人口）の数値に応じて、以下の 5 段階に整理。

「１」＝100%未満、「２」＝100～105%、「３」＝105～110%、

「４」＝110～115%、「５」＝115%以上の増加

「社会増減の影響度」

・（シミュレーション２の平成 52 年の総人口／シミュレーション１の平成 52 年の総人口）の数値に応じて、以下の５段階に整理。

「１」＝100%未満、「２」＝100～110%、「３」＝110～120%、

「４」＝120～130%、「５」＝130%以上の増加

第4章　人口の変化が地域の将来に与える影響の分析

１．人口構造の変化～高齢化のさらなる進行～

高齢化はさらに進行していく中で、定年退職、年金の支給開始年齢の繰り下げの可能性により、老後のあり方が「余生を過ごす」から労働者、消費者、社会の担い手の中心となることが予測されます。

学生、生徒の交通需要の減少、幼稚園の定員割れ等、若者・子ども向けの市場が縮小する一方で、観光による交流人口の拡大、健康・医薬関連などシニアマーケットは拡大し、反面、医療費、介護費等が家庭における負担の増加が消費を抑える可能性があります。

高齢者の活用について、社会参加の意義を求めての就職希望を考慮して、コミュニティ組織、ボランティア、NGO、NPO における活用・位置付けの検討も必要になります。

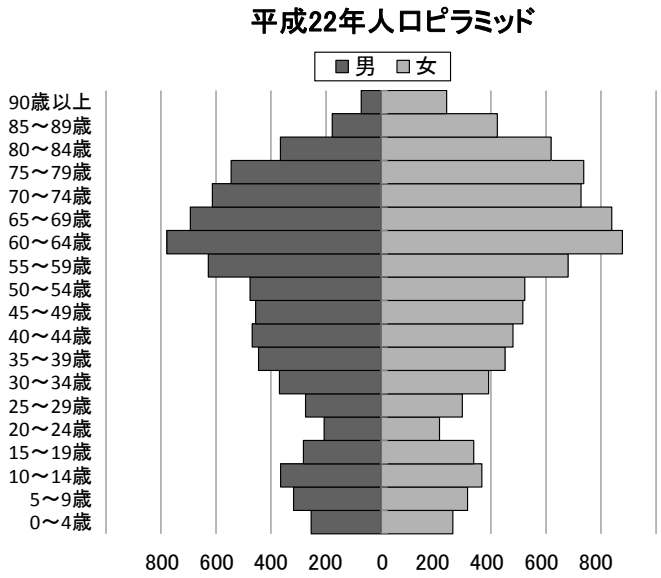

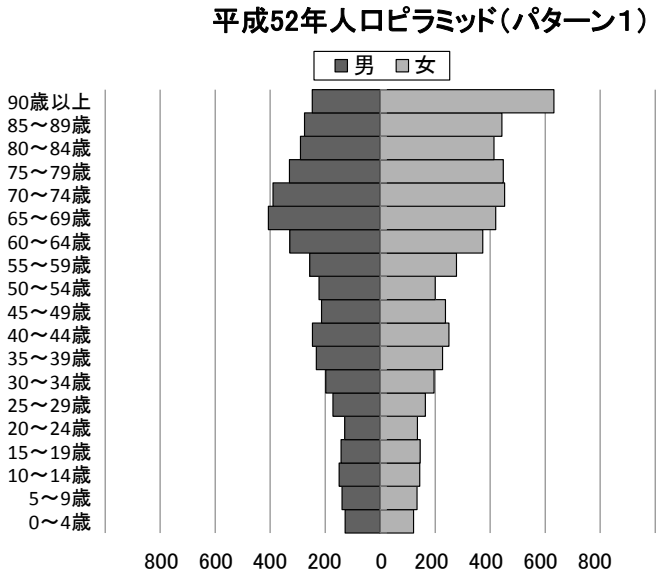

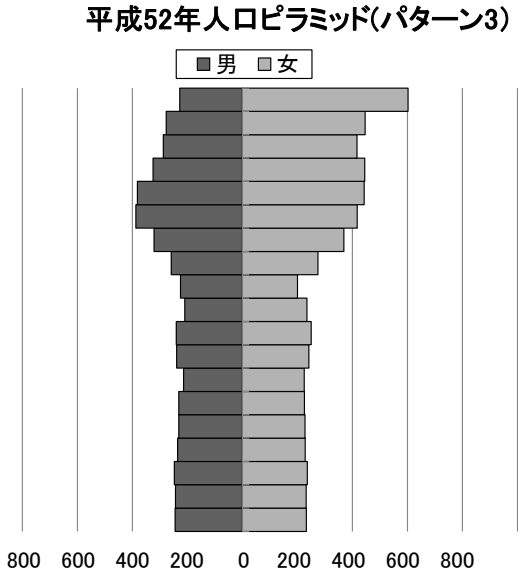

高齢者１人を現役世代何人で支えるか

	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年	平成57年	平成62年	平成67年	平成72年
和歌山県	2.19	1.82	1.66	1.58	1.50	1.41	1.27	1.22	1.20	1.21	1.20
パターン１	1.51	1.22	1.09	1.05	1.02	0.97	0.92	0.89	0.91	0.97	1.01
パターン３	1.51	1.22	1.09	1.06	1.05	1.04	1.05	1.10	1.22	1.43	1.64

２．産業構造の転換

産業分野においては、従業者の高齢化や後継者不足から基幹産業であった漁業が衰退し、産業構造は医療・福祉・健康産業等、高齢者をターゲットとした産業や家事関連サービスの増加が予測されます。

また、パターン１で示すように 2040 年で生産年齢人口がおよそ半減するとすれば、基盤産業の担い手が著しく減少し、現在の産業規模が縮小することが確実で、特に宿泊業においては施設の適正規模化が求められ、漁業、林業等においては、廃業の危機に陥ることも考えられます。

３．雇用・労働状況の変化

人口減少・高齢化の進行により労働力人口や資本ストックの減少につながり、潜在成長率の低下をもたらすことが考えられます。

(1)労働力の高齢化

職業間、地域間、企業間の労働力の流動性が低下し、構造変化が進みにくく、経済成長が滞ることが考えられます。定年の年齢引き上げや、現役を引退した後も働きやすい環境を整備するなどの対策を考慮する一方で、高齢者の年齢からくる身体的特徴、あるいは就職への意欲の尊重（もう十分に働いたからのんびりと過ごしたい、身体的に今までと同様の働き方は無理等）を考慮した仕組みが必要となります。

(2)雇用形態の変化

労働力人口の減少により、中長期的には人手不足が予測され、女性や高齢者の就業機会が拡大するため、育児休業制度の普及、保育所等のインフラ整備が必要となります。

外国人労働者の大量受け入れか、20 代の若者、子育て期の女性、高齢者による労働力率の引き上げについても検討が必要となります。

(3)外国人労働者の受入

生産性の向上や需給ミスマッチの緩和を図る上で、外国人の重要性が高まると考えられます。また、高度専門人材や介護など需要拡大が予測される分野において、外国人の受け入れ拡大が求められます。

(4)医療･福祉分野での労働力の需要増

医療や介護・福祉の現場における労働力が不足することが考えられます。そのため、高齢者自身が支援する側としても働くことができる環境の整備が求められます。

４．地域コミュニティ

山間地等の地域では、限界集落が増加し、地域社会そのものが成り立たなくところも出てくることや経済活動の維持・活性化が困難となることも予測されます。そのため、勤労世代が他地域へ出ることにより昼間にいないため、コミュニティが成り立たない状況となることや、学校の閉鎖や遊び場の減少などにより、子どもの切磋琢磨する機会の減少や一定規模の集団を前提とした教育活動やその他の活動が整理しにくくなる状況になることが考えられます。

さらに、若年者数が減少するとことから、体力・運動能力等が要求される防衛、警察、消防、医療・介護等の分野での人材確保が大きな問題となることや防犯システムの開発、消火ロボットの導入等の機械化の促進、介護技術、用具・器具の研究等がそれぞれの分野において必要となります。

５．公共施設の維持管理・更新等への影響

人口構造の変化に伴い、人口増加期に整備した公共施設や上下水道等の生活インフラの利用数が低下するとともに、税収減による施設の維持管理・更新に係る費用が大きな負担となり、将来にわたって維持することが難しい状況になることが予測されます。

また、現在公共施設が立地している場所においては、高齢化が進んでいるため利用が少ない状況となっていますが、一方で中心市街地においては、住民の集まる場所が不足するなど、アンバランスな状況となっていることがうかがえます。

こうしたなか、施設・設備・道路等の社会資本の維持管理、メンテナンス費用は、人口減に比例して減少することはないため、ある時点でそれを維持することが妥当かどうかの判断により維持管理をやめるかどうか、廃棄・償却するか否かという問題に直面することとなります。

６．財政への影響

高齢化の進行及び生産年齢人口が減少に向かうなかで、歳入の根幹である町民税等の税収入の減少が見込まれます。これらを補うため、地方交付税等の依存財源に支えられる部分はあるものの、厳しい財政状況の下では、地方交付税や国庫補助金などに頼るのではなく、人口の変化に対応した自治体経営を行うことが必要になります。

また、高齢化・人口減少が財政に影響を及ぼす最も直接的で、重要なルートは社会保障です。今後も社会保障費の対象者の増大に伴い、年金給付や医療・介護対策等で費用が増えることが見込まれるなか、財源の確保をはじめ、世代間公平性を保つための世代間格差を縮小していくことが必要となります。

産業構造の変化に伴い、町外から資金を稼ぐ力の強い基盤産業が縮小し、税収の減少は避けられません。基盤産業はもとより、産業の活性化に向けて、官民一体となり、それぞれ主体性と責任を伴いながら活性に取り組むことが求められています。

第5章　那智勝浦町が目指す人口の将来展望

１．基本的な視点

視点１　継続性を重視した長期的なビジョンを描く

人口の減少抑制、増加は短期間で達成できるものではありません。成果を求めるあまり、即効性のある取り組みに特化するのではなく、長期的な視点に立って継続的な取り組みを行うことにより、課題の解決やまちの成熟度を高めていきます。

視点２　実効性の確保のための裏付け

長期的なビジョンを描きつつ、着実に目標達成のために取り組んでいくため、総合計画や総合戦略、予算との整合を図りながら、人口減少抑制、増加に向けた取り組みを推進していきます。

視点３　柔軟性のある臨機応変な対応

めまぐるしく変化する社会経済状況や、各種制度変更により、臨機応変な対応が求められます。長期的なビジョンを念頭におきながら、こうした変化に適切に対応し、適宜、軌道修正を図ります。

２．目指すべき将来の方向

(1)地域に根差した産業、多様な雇用の創出

本町では、マグロを特産とする漁業が行われている他、那智山や那智の滝、熊野古道などをはじめとする自然豊かな観光スポットに恵まれていることもあり、観光産業が主な産業となっています。今後もこれらの資源を有効に活用することはもとより、特に漁業における世代交代をスムーズに行えるよう支援施策を充実させ、産業の維持に努めます。

また、町内で働くためには、就労の機会が不足していることがうかがえます。今後は、本町の特性に応じた、優良な企業の誘致を推進するとともに、起業やコミュニティビジネスへの支援、教育機関との連携による職業観の養成により、本町での就業の増加、安定雇用の創出を図ります。

(2)誰もが希望する子ども数を実現するための支援

子どもを産み育てやすい環境をつくる取り組みとして、雇用の場の確保による経済的な安定を図ることはもとより、子育て支援や教育の充実、男女共同参画の推進による仕事と子育ての両立支援、地域全体で子育てを支えるしくみづくりなどにより、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進します。

(3)安心して住み続けられる良好な生活環境の確保

過疎化に伴って、中心市街地の空洞化が進み、地域のつながりの希薄化に拍車がかかっています。こうした状況を改善することにより、一生涯安心して暮らし続けることができる良好な生活環境を確保し、PR していくことで、定住者の増加を図ります。

３．人口の将来展望

目指すべき将来の方向に基づき、合計特殊出生率、純移動率等の人口変動に影響を及ぼす係数の仮定値を設定し、将来人口を展望します。

概要

	パターン４（那智勝浦町独自推計）
基準年	2010 年
推計年	2015 年～2060 年
概要	那智勝浦町独自の総合戦略の実施により、出生率及び流入者が増加すると仮定
死亡に関する仮定	パターン１、パターン２と同様

(1)パターン4における人口変動要素

①自然増減について

2010 年の母の年齢別出生率及び出生数を基準とし、2015 年度以降は、５年前の母の年齢別出生率に、その年の各年齢階級別女性人口を乗じて出生数を算出します。さらに、子育て支援施策の充実により 20～39 歳の間での出生数（出生率）が向上すると仮定して、対象年齢間で１人程度出生数を増やします。こうした出生数から、その年の母の年齢別出生率を算出します。2040 年以降は一定とします。

母の年齢別出生率の推移　　単位：人

	2010 年	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年
15～19 歳	7.30	5.93	6.25	6.81	7.63	9.55	9.80
20～24 歳	55.50	56.34	57.27	61.38	62.63	65.46	64.50
25～29 歳	105.10	104.73	111.15	115.83	119.92	122.10	127.27
30～34 歳	89.50	89.51	91.59	95.20	97.99	103.04	107.41
35～39 歳	38.80	37.69	39.73	43.96	49.03	53.80	57.67
40～44 歳	7.10	6.25	6.68	7.42	6.21	8.00	7.05
45～49 歳	0.10	1.94	2.04	2.19	2.43	3.02	3.86

母の年齢別出生数及び総出生数の推移

単位：人

	2010 年	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年
15～19 歳	3	2	2	2	2	2	2
20～24 歳	12	12	14	16	15	14	11
25～29 歳	32	31	24	29	32	30	28
30～34 歳	35	35	28	22	26	29	28
35～39 歳	18	17	16	14	12	15	17
40～44 歳	4	3	3	3	2	2	2
45～49 歳	1	1	1	1	1	1	1
総数	105	101	88	87	90	93	89

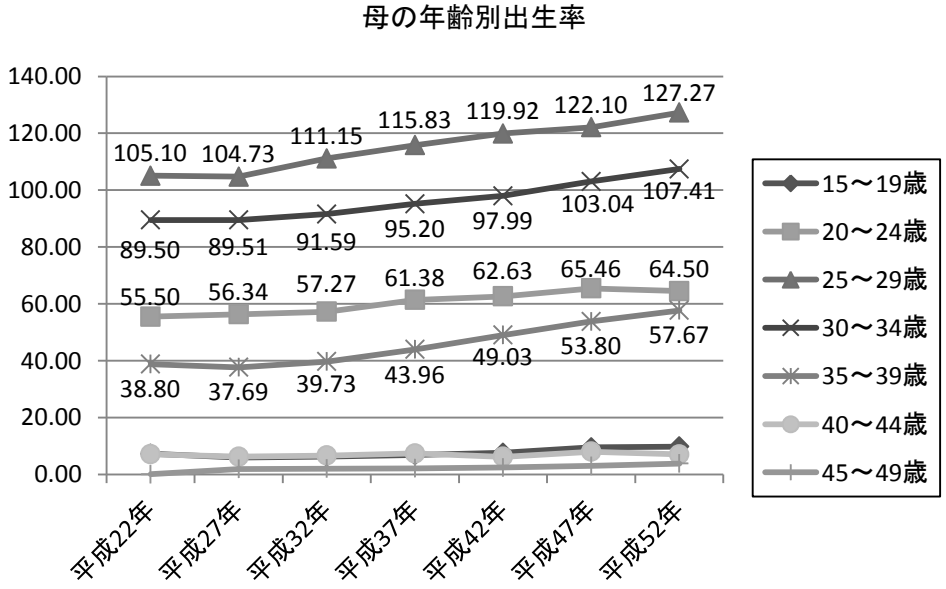

前述の条件での合計特殊出生率と、有配偶者出生率についてみると、合計特殊出生率は平成 52 年まで上昇を続け 1.89 となります。一方で、有配偶者出生率は、平成 32 年まで、微減するものの、平成 52 年で 102.6 まで上昇します。また、平成 52 年以降の合計特殊出生率は一定とします。

この計算に使用した嫡出子率及び既婚率は、平成 22 年の人口動態調査の数値より一定であると仮定しています。

合計特殊出生率及び有配偶者出生率

	2010 年	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年
合計特殊出生率	1.52	1.51	1.57	1.66	1.73	1.82	1.89
有配偶者出生率	71.6	71.4	69.9	77.5	89.2	101.5	102.6

②社会増減について

社会移動に関する仮定として、パターン１（社人研準拠）の移動率を基準とします。

“しごとの創出”による各施策により、UIJターンで生産人口の流入が増える、あるいは流出が抑制されると仮定し、2060年までのいずれの各５年間で、男女それぞれ「20～24歳→25～29歳」が５人ずつ、「25～29歳→30～34歳」が20人ずつ、「30～34→35～39歳」が15人ずつ、「35～39歳→40～44歳」が10人ずつ、「40～44歳→45～49歳」が５人ずつ。これら大人の移動に合わせて、子どもは「０～４歳→５～９歳」が10人ずつ、「５～９歳→10～14歳」が10人ずつの流入がし続ける、あるいは流出の抑制が続くとします。

すなわち、年間平均30人（３人核家族で10家族）の流出抑制を行うとします。

（2）総人口推計パターン比較

パターン４では、2040年で11,335人、2060年では8,825人となり、パターン１と比較して2060年でパターン４では約2,500人の人口減少が抑制されます。

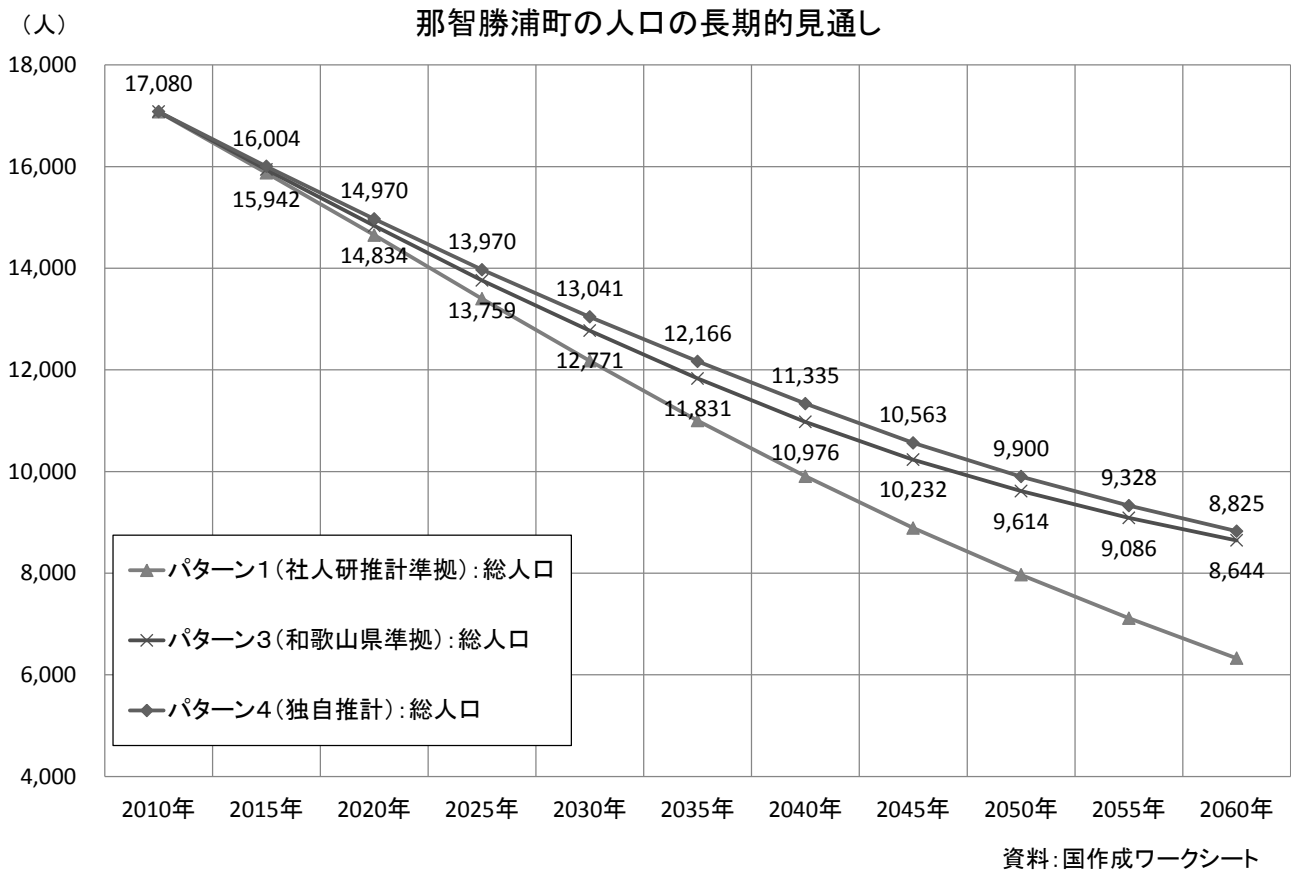

※参考：平成27年国勢調査速報値は15,681人

(3)人口構成年齢3区分

パターン４において、2010 年と比較して、2060 年では総人口をみると約 50%減ではあるものの、年齢３区分で人口構成についてみると、2025 年までは少子高齢化が進み続けますが、以降は老齢人口の比率が徐々に下がり、年少人口、生産人口が高くなり、構成人口の若返りに転じます。

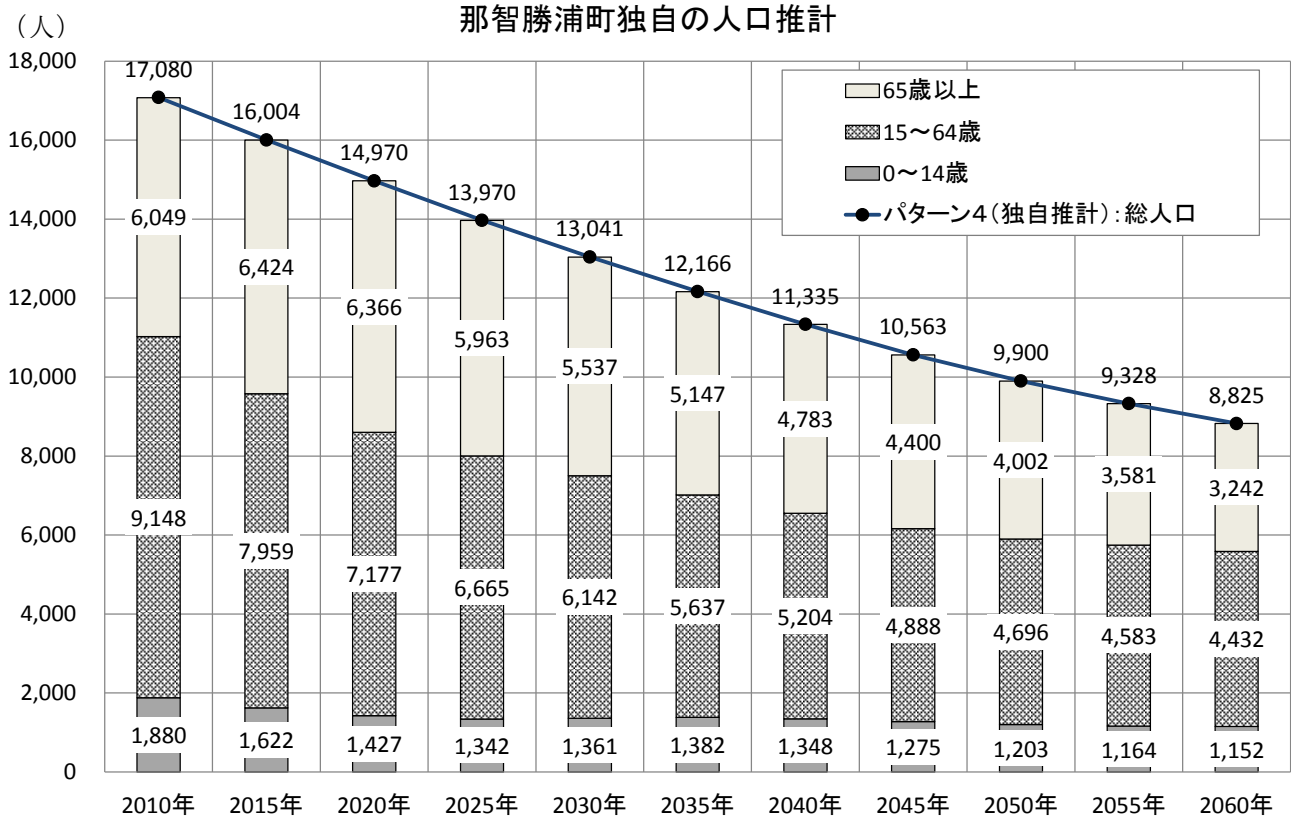

※参考：平成 27 年国勢調査速報値は 15,681 人

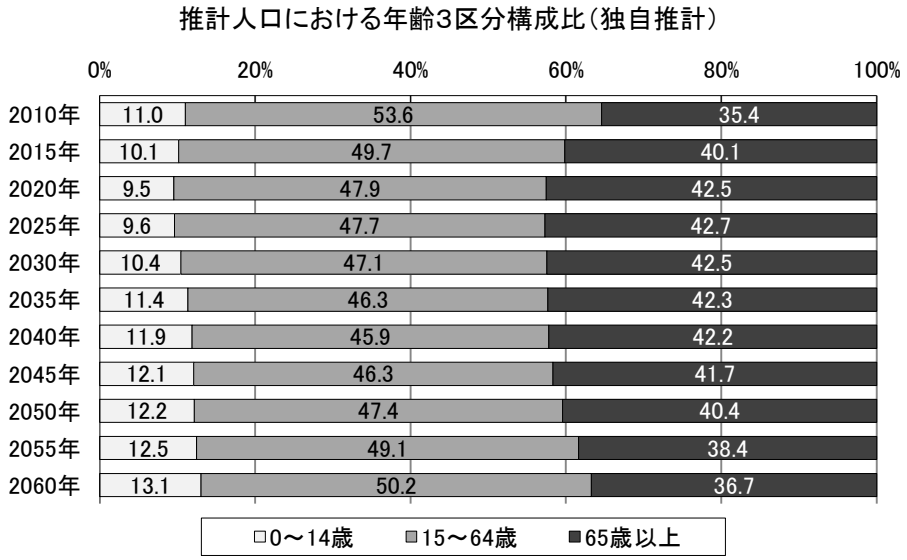

資料：国作成ワークシート

４．那智勝浦町のあるべき将来人口を実現するために

本町では活力ある那智勝浦町を維持するため、2060 年に人口 8,000 人の維持を掲げます。
そのために、この将来人口推計の前提である「出生数の維持」と「毎年平均 30 人の転出抑制・転入促進」の２点に着目し、各種分野において横断的な施策を長期的な視点をもって確実に実行することとします。

(1)出生数の維持

まちの活性化と産業の維持を実現するためには、出生率の向上を図り、出生数を維持することが求められています。出生数を維持することにより、人口構造の若返りが実現し、高齢者を支える現役世代の割合も減少を抑えることができます。

そこで、結婚・出産・子育てにおける切れ目のない施策を実行しながら、就労面においても安心して子育てできる支援を推進していきます。

(2)毎年平均 30 人の転出抑制･転入促進

安定した社会の構築を実現し、出生数の維持を果たすためにも、若年者の転出抑制は最も重要な条件といえます。

防災に対する施設の整備はもちろん、防災・防犯教育の充実と意識の高揚を図り、安心して住める環境を整えることが求められています。さらに、自然豊かで温暖な町の魅力や特徴を再認識し、町内外へ PR することで、住みたいまちへと昇華させるための施策を推進していきます。